

○奈良県警察における条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令（平成24年3月26日本部訓令第7号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の任用に関する規則（平成14年3月奈良県人事委員会規則第22号）に定めるもののほか、条件付採用期間中の奈良県警察職員の免職及び降任の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「職員」とは、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する奈良県警察の職員のうち、条件付採用期間中の者をいう。

2 この訓令において「所属長」とは、奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）第38条第1項に規定する課長、隊長及び所長並びに同規則第45条第1項に規定する学校長並びに同規則第46条に規定する警察署長をいう。

3 この訓令において「免職等処分」とは、免職又は降任の処分をいう。

（免職等処分の事由）

第3条 本部長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでもその者を降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないと認める場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (2) 心身に故障がある場合において、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、客観的事実に基づいてその職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合
- (4) 法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合

（条件付採用職員免職等処分審査委員会の設置及び組織）

第4条 職員の免職等処分に関する手続の公正を期するため、奈良県警察本部（以下「本部」という。）に条件付採用職員免職等処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は本部長を、委員は本部の各部長、首席監察官及び警務部警務課長（以下「警務課長」という。）をもって充てる。

3 委員長は会議を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（委員会の書記）

第5条 委員会に書記を置く。

2 書記は、警務部警務課に勤務する者のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

(所属長の申立て)

第6条 所属長は、所属の職員が第3条各号に掲げる事由（以下「免職等処分の事由」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

2 所属長は、前項に定める調査を行った場合において、所属の職員を免職等処分の手続に付する必要があると認めるときは、条件付採用期間中職員の免職等処分申立書（別記様式第1号）に、その事実を認定するに足りる資料（第3条第2号の規定に該当すると認める場合にあっては、本部長の指定する医師2名の診断書その他事実を認定するに足りる資料）を添えて、本部長に免職等処分の申立てをしなければならない。

(警務課長等の責務)

第7条 警務課長は、職員が免職等処分の事由のいずれかに該当すると認めるとき又は次項の規定による通報があったときは、当該職員の所属長と連携の上で、直ちに事実関係を調査し、当該職員を免職等処分の手続に付する必要があると認めるときは、前条第2項の例により本部長に免職等処分の申立てをすることができる。

2 首席監察官は、職員が免職等処分の事由のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を警務課長に通報しなければならない。

(審査命令)

第8条 本部長は、第6条第2項又は第7条第1項の規定により、免職等処分の申立てを受けたときは、必要な調査を行い、資料を添えて委員会に審査を命ずるものとする。

(勤務に関する指示)

第9条 本部長は、免職等処分の申立てを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の審査が終了するまでの間、免職等処分に付すべき旨を申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）の勤務に関し所要の指示を行い、又は被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品及び貸与品の仮返納を命ずることができる。

2 本部長は、前項の処置をした後において、その必要がなくなったときは、直ちに勤務上の指示を解除し、又は支給品及び貸与品を交付するものとする。

(審査の通知)

第10条 委員長は、第8条の規定により委員会に審査を命ぜられたときは、被申立者に免職等処分審査通知書（別記様式第2号）により通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合はこの限りでない。

(委員会の審査)

第11条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて口頭審査を行うことができる。

2 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の審査は非公開とする。

(除斥)

第12条 委員長及び委員は、自己の親族が被申立者であるときその他審査の公正を妨げるおそれがあるときは、審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

第13条 被申立者は、口頭審査を要求しようとするときは、所属長を通じて委員長に口頭審査要求書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 被申立者が免職等処分審査通知書の受領を拒んだとき又は免職等処分審査通知書を受け取った日から5日以内に前項に定める手続をしないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

3 委員長は、被申立者が口頭審査を要求したときは、所属長を通じて被申立者に対し、速やかに審査の期日及び場所を口頭審査通知書(別記様式第4号)により通知しなければならない。この場合において、審査の期日は、被申立者が所属長に口頭審査要求書を提出した日から7日以後の日とする。

4 委員長は、免職等処分を申し立てた側の証人の出頭又は証拠の提出を要求することができる。

5 被申立者は、委員会の審査期日の3日前までに、委員長に対し、要求書(別記様式第5号)により、被申立者の側の証人の呼出し又は自己の免職等処分に関する証拠の審査を要求することができる。

6 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証拠を審査するとともに、必要と認めるときは証人を呼び出すものとする。

(委員会による答申)

第14条 委員会は、審査の結果を答申書(別記様式第6号)により本部長に答申するものとする。

(免職等処分の手続)

第15条 本部長は、委員会の答申結果を受けて免職等処分を行うときは、処分を受けるべき職員に対し、所属長を通じて免職等処分書(別記様式第7号)を交付しなければ

ならない。

- 2 免職等処分書の交付に際しては、受領書（別記様式第8号）を徴するものとする。
- 3 免職等処分書の交付に際し、処分を受けるべき職員の所在を知ることができないときは、当該処分書を当該職員の家族に交付するとともに、公示文（別記様式第9号）を奈良県公報に登載して公示し、公示の日から2週間を経過したときに当該諸文書の交付があったものとみなす。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。  
（奈良県警察職員分限取扱規程の一部改正）
- 2 奈良県警察職員分限取扱規程（平成10年1月奈良県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「警察署長」を「同規則第46条に規定する警察署長」に改める。

第6条を次のように改める。

（警務課長等の責務）

第6条 警務課長は、職員が分限対象事由のいずれかに該当すると認めるとき又は次項の規定による通報があったときは、当該職員の所属長と連携の上で、直ちに事実関係を調査し、当該職員を分限手続に付する必要があると認めるときは、前条第2項の例により本部長に分限処分の申立てをすることができる。

2 首席監察官は、職員が分限対象事由のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を警務課長に通報しなければならない。

第7条中「前2条」を「第5条第2項又は第6条第1項」に改める。

第9条中「前項の審査を行うときは」を「第7条の規定により委員会に審査を命ぜられたときは」に改める。

第12条第2項中「被申立者が」の次に「分限審査通知書の受領を拒んだとき又は」を加える。

第14条第1項中「所属長を経由して」を「所属長を通じて」に改め、同条第3項中「奈良県公報に」の次に「登載して」を加える。

別記様式第2号中「第9条関係」を「第9条、第12条関係」に、「審査の要求があったので」を「審査を命ぜられたので」に改める。

（別記様式省略）